

# 無線局免許申請書等に記載する目的コード・通信事項コードが変わります！ (平成26年5月7日から)

**お手元の免許状については、再免許申請時まで、変更等の手続は必要ありません。**

総務省では、無線局免許申請書に記載する目的や通信事項について、無線局の効率的な監督管理に支障がない範囲でこれらの区分の見直しを行い、平成25年3月28日に関係規程類の改正を行い、平成26年5月7日から施行することとしました。

## 改正の概要

目的区分については、従来の138区分を9区分に、通信事項については、従来の221区分を124区分に改正しました。→資料1参照

## 見直しによる免許申請業務へのメリット

- 無線局の免許申請業務の効率化  
目的及び通信事項(申請事項)を大幅に簡素化(大きくくり化、目的と通信事項の対応関係を明確化)することで、一覧性が向上し、(特に新規の申請者にとって)申請業務が効率化すると考えます。
- 電波利用の柔軟化  
通信事項の統合に伴い、現在は無線局の通信事項の追加・変更に伴い必要となる電波法第9条第4項及び第17条第1項の許可が不要となるケースが拡大すると考えます。

## 経過措置について

本件改正に際しましては、平成25年総務省告示第143号(無線局免許申請書等に添付する無線局事項書の無線局の目的コードの欄及び通信事項コードの欄に記載するためのコード表を定める件の一部を改正する件)の附則に、経過措置による読替規定(経過措置の間、お手元の免許状に記載された目的及び通信事項は、資料2のとおり読み替えることとします。)を設けています。

※平成26年5月6日までの間に免許を受けた無線局については、平成26年5月7日以降に到来する最初の再免許申請時まで、ほかに変更事項がない場合に限り、変更等の手続は不用です。

## 制度改正の詳細等について

■関係規程類の詳細な改正内容は、「無線局免許申請書等に係る目的及び通信事項の区分の見直しに対応する関係規程の改正案に対する意見募集の結果」[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01kiban14\\_02000129.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban14_02000129.html)を、手続等に関する疑問等は、Q&Aをご覧ください。

■その他、ご不明な点は、管轄の総合通信局等<http://www.tele.soumu.go.jp/j/ref/material/commtab1/index.htm>にお問い合わせ願います。

# 資料1

## 新目的区分

	項目	コード
1	電気通信業務用	CCC
2	公共業務用	PUB
3	放送事業用	BCS
4	実験試験用	EXP
5	アマチュア業務用	ATC
6	一般放送用	GBC
7	簡易無線業務用	CRA
8	一般業務用	GEN
9	基幹放送用	BBC

## 新通信事項区分

	項目	コード
1	電気通信業務に関する事項	CCC
2	電気通信業務（一般放送利用を含む。）に関する事項	CCG
3	電気通信業務（一般放送用のフィーダリンクを含む。）に関する事項	CCF
4	電気通信事業運営に関する事項	CCM
5	国会事務に関する事項	GGG
6	防災対策に関する事項	DAB
7	警察事務に関する事項	GMP
8	道路交通情報に関する事項（安全運転支援に関する事項を除く。）	RDI
9	安全運転支援に関する事項	ITS
10	治安維持対策に関する事項	TRO
11	電気通信の監視・規律に関する事項	GMA
12	標準周波数及び標準時の通報	GMS
13	消防事務に関する事項	FDA
14	検察事務に関する事項	GMK
15	矯正管理に関する事項	GMR
16	入国管理に関する事項	GME
17	公安調査に関する事項	GML
18	外務行政事務に関する事項	GMT
19	税関事務に関する事項	GMC
20	国稅事務に関する事項	GMG
21	宇宙開発に関する事項	SPA
22	放射能汚染の管理業務に関する事項	GKA
23	検疫事務に関する事項	GMQ
24	麻薬取締に関する事項	GMN
25	水防事務に関する事項	RDR
26	水防道路に関する事項（災害対策・水防に関する事項を除く。）	RDA

	項目	コード
27	災害対策・水防に関する事項	DAO
28	放流警報又は霧警報に関する事項	DFW
29	航空保安事務に関する事項	ACH
30	無線標識に関する事項	ACE
31	航空無線航行に関する事項	ACF
32	航空交通管制に関する事項	ACC
33	気象業務に関する事項（気象警報に関する事項を除く。）	CWR
34	気象警報に関する事項	CWB
35	海上保安事務に関する事項	MSA
36	航路標識に関する事項	MSC
37	海上無線航行業務に関する事項	MSG
38	気象通報に関する事項	MSH
39	防衛に関する事項	GMD
40	外交に関する事項	EMB
41	防災行政事務に関する事項	DAI
42	公害対策に関する事項	KTS
43	土地改良事業に関する事項	AGG
44	地方行政事務に関する事項	LGO
45	道路交通情報通信に関する事項	RDV
46	道路管理に関する事項	RDK
47	電気事業に関する事項	EPA
48	原子力関係業務に関する事項	ATO
49	ガス事業に関する事項	GAS
50	水資源開発に関する事項	RDC
51	上下水道事業に関する事項	WRU
52	熱供給事業に関する事項	HET
53	有線テレビジョン放送事業に関する事項	BCM
54	列車防護警報に関する事項	LCQ
55	鉄道・軌道の貨客車の安全運行に関する事項	LCL
56	索道用搬機の安全運行に関する事項	LCA
57	一般乗合旅客自動車等の安全運行に関する事項	LCI
58	赤十字に関する事項	RXY
59	航路警戒に関する事項	HSA
60	港湾管理に関する事項	HSM
61	国際港湾施設の保安の確保等に関する事項	HEA
62	港務通信に関する事項	HST
63	海難救助に関する事項	DAF
64	船舶又は航空機の救難に関する事項	DAH
65	漁業指導監督に関する事項	FSM
66	宇宙運用業務に関する事項	SPB
67	山岳遭難防止及び救助に関する事項	DBA

	項目	コード
68	放送番組の中継に関する事項	BCP
69	放送番組素材の中継に関する事項	BCA
70	放送番組の取材等の連絡に関する事項	BCG
71	無線設備の監視・制御に関する事項	RCT
72	放送事業に関する事項（中継、連絡又は無線設備の監視・制御に関する事項を除く。）	BCS
73	実験、試験又は調査に関する事項（アルゴシステムデータ伝送に関する事項、教育に関する事項を除く。）	EXP
74	アルゴシステムデータ伝送に関する事項	OTP
75	教育に関する事項	EDC
76	アマチュア業務に関する事項	ATC
77	アマチュア業務（人工衛星追跡管制）に関する事項	ATS
78	一般放送に関する事項	BCB
79	エリア放送に関する事項	ABC
80	簡易な事項	CRA
81	船舶の航行に関する事項	MAA
82	電報の託送に関する事項	TLG
83	浮標の識別に関する事項	MSD
84	浮標の無線標定に関する事項	FSO
85	海上運送事業に関する事項	MCS
86	海洋の観測に関する事項	MCR
87	水先・引き船に関する事項	HSP
88	海上作業に関する事項	MAW
89	海上測量業務に関する事項	MSM
90	港湾運送事業に関する事項	HSW
91	港湾工事に関する事項	HBW
92	漁業通信に関する事項	FSE
93	航空機の運用に関する事項	MMA
94	飛行援助に関する事項	ACB
95	航空機の安全及び運行管理に関する事項	ACD
96	自家用の航空関係に関する事項	ACO
97	飛行場における航空機の飛行援助に関する事項	ACA
98	飛行場における地上管制に関する事項	ACY
99	航空機の運航管理又は運航管理の支援に関する事項	ACZ
100	航空機の製造修理に関する事項	ACT
101	航空機の修理に関する事項	ACR
102	一般乗用旅客自動車の運行に関する事項	LCT
103	貨物自動車の運行に関する事項	LCK
104	自動車の教習に関する事項	EDT
105	医療業務に関する事項	RXW

	項目	コード
106	農林業に関する事項	AAF
107	MCA陸上移動通信に関する事項	MCA
108	狭域通信に関する事項（有料道路自動料金収受に関する事項を除く。）	DSR
109	狭域通信に関する事項（有料道路自動料金収受に関する事項）	ETC
110	電波利用の適正化のための広報に関する事項	ATG
111	地震又は火山噴火予知観測に関する事項	SEE
112	気象・動体の観測データの伝送に関する事項	OTT
113	地域振興に関する事項	LAO
114	スポーツ・レジャーに関する事項	SRD
115	労働基準監督に関する事項	GMJ
116	ニュースの取材及び速報に関する事項	NPW
117	現金・有価証券等の安全輸送に関する事項	LCM
118	警備保障業務に関する事項	PTG
119	侵入検知に関する事項	PTI
120	災厄防止に関する事項	PTH
121	無線標定に関する事項	OTG
122	音響に関する事項	OTO
123	本邦外に在住する日本人向けの広報に関する事項	TKK
124	一般業務用通信に関する事項	GEN

## （基幹放送の種類コード）

	項目	コード
1	中波放送	BMF
2	短波放送	BR
3	短波放送（国際放送）	IBR
4	短波放送（中継国際放送）	RIB
5	超短波放送	BFM
6	超短波放送（外国語放送）	FFM
7	超短波放送（コミュニティ放送）	CFM
8	超短波放送（臨時目的放送）	EFM
9	超短波放送（デジタル放送）	DFM
10	超短波文字多重放送	FCM
11	超短波文字多重放送（有料放送を含む。）	PFC
12	標準テレビジョン放送（デジタル放送）	DTJ
13	高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送（デジタル放送）	DHV
14	高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送（デジタル放送・受信障害対策中継放送）	SHV
15	データ放送（デジタル放送）	DDJ
16	マルチメディア放送	MMH
17	放送試験用	BCK
18	その他の放送	OBC

# 資料2

## 1. 目的の読替え(附則第2項)

改正前の無線局の目的		改正後の無線局の目的			
項目	コード	項目	コード		
電気通信業務用(当該目的に係る通信事項が電気通信事業運営に関する事項のみであるものを除く。)	C C C	電気通信業務用	C C C		
電気通信業務用(一般放送利用を含む。)	C C G				
電気通信業務用(一般放送用のフィードリンクを含む。)	C C F				
電気通信業務用(エリア放送利用)	C C A				
電気通信業務用(当該目的に係る通信事項が電気通信事業運営に関する事項のみであるものに限る。)	C C C				
警察用	G M P				
海上保安用	M S A				
航空保安用	A C C				
防衛用	G M D				
治安維持対策用	T R O				
気象用	C W R	公共業務用	P U B		
国家行政用(当該目的に係る通信事項が税関事務に関する事項、検疫事務に関する事項、麻薬取締に関する事項、入国管理に関する事項、国税事務に関する事項、公安調査に関する事項、矯正管理に関する事項、電気通信監理に関する事項、外務行政事務に関する事項、国会事務に関する事項、防災事務に関する事項、運輸関係災害対策に関する事項、外交に関する事項、検察事務に関する事項、電気通信規律に関する事項、放射能汚染の管理業務に関する事項又は消防事務に関する事項であるものに限る。)	G O V				
防災対策用	D A B				
水防用	R D R				
水防道路用	R D A				
防災行政用	D A I				
消防用	F I R				
放流警報用	R D G				
霧警報用	D B B				
公害対策用	K T S				
土地改良事業用	A G G				
地方行政用(当該目的に係る通信事項が地方行政事務に関する事項であるものに限る。)	L G O				
道路交通情報通信用	R D V				
高度道路交通システム用	I T S				
道路管理用	R D K				
電気事業用	E P A				
ガス事業用	G A S				
水資源開発用	R D C				
上下水道事業用	W R U				
熱供給事業用	H E T				
標準周波数用	G M S				
鉄道軌道事業用	L C L				
索道用(当該目的に係る通信事項が索道用搬機の安全運行に関する事項であるものに限る。)	L C A				
山岳遭難対策用	D B A				
有線テレビジョン放送事業用	B C M				
海事用(当該目的に係る通信事項が航路警戒に関する事項であるものに限る。)	M A A				
港湾業務用(当該目的に係る通信事項が港湾管理に関する事項、港湾通信に関する事項又は国際港湾施設の保安の確保等に関する事項であるものに限る。)	H S M				
救難用	R S C				
漁業指導監督用	F S M				
自動車運送事業用(当該目的に係る通信事項が一般乗合旅客自動車の安全運行に関する事項、一般貸切旅客自動車の安全運行に関する事項又は特定旅客自動車の安全運行に関する事項であるものに限る。)	L C I				
農業用(当該目的に係る通信事項が農業気象に関する事項であるものに限る。)	A G A				
赤十字用	R X Y				
無線標定業務用(当該無線局が港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第十二条第一項各号に掲げる業務のための通信を行うものであり、通信事項が位置信号業務に関する事項又は無線標定に関する事項であるものに限る。)	O T G				
核燃料事業用	K G S				
宇宙開発用	S P A				
宇宙運用業務用	S P B				
放送事業用	B C S			放送事業用	B C S
一般放送	B C B			一般放送用	G B C
エリア放送	A B C			電気通信業務用	C C C
エリア放送及び電気通信業務用(エリア放送利用)	B A C				

改正前の無線局の目的		改正後の無線局の目的	
項目	コード	項目	コード
中波放送	B M F	基幹放送用	B B C
短波放送	B R		
短波放送(国際放送)	I B R		
短波放送(中継国際放送)	R I B		
超短波放送	B F M		
超短波放送(外国語放送)	F F M		
超短波放送(デジタル放送)	D F M		
超短波放送(デジタル放送・有料放送を含む。)	P D A		
超短波文字多重放送	F C M		
超短波文字多重放送(外国語放送)	F F C		
超短波文字多重放送(有料放送を含む。)	P F C		
超短波文字多重放送(外国語放送・有料放送を含む。)	F P C		
超短波データ多重放送	F D M		
標準テレビジョン放送(デジタル放送)	D T J		
高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送(デジタル放送)	D H V		
高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送(デジタル放送・受信障害対策中継放送)	S H V		
データ放送(デジタル放送)	D D J		
マルチメディア放送	M M H		
超短波放送(コミュニティ放送)	C F M		
超短波文字多重放送(コミュニティ放送)	C F C		
超短波文字多重放送(コミュニティ放送・有料放送を含む。)	C P C		
超短波放送(臨時目的放送)	E F M		
超短波文字多重放送(臨時目的放送)	E F C		
超短波文字多重放送(臨時目的放送・有料放送を含む。)	E P C		
放送試験用(実験等無線局に該当するもの。)	B C K		
放送試験用(実験等無線局に該当しないもの。)	B C L		
標準テレビジョン放送	B T V		
標準テレビジョン放送(有料放送を含む。)	P T V		
標準テレビジョン放送(受信障害対策中継放送)	S T V		
標準テレビジョン音声多重放送	T A M		
標準テレビジョン音声多重放送(有料放送を含む。)	P T A		
標準テレビジョン音声多重放送(受信障害対策中継放送)	S A M		
標準テレビジョン文字多重放送	T C M		
標準テレビジョン文字多重放送(有料放送を含む。)	P T C		
標準テレビジョン文字多重放送(受信障害対策中継放送)	S C M		
標準テレビジョン・データ多重放送	T D M		
標準テレビジョン・データ多重放送(有料放送を含む。)	P T D		
標準テレビジョン・データ多重放送(受信障害対策中継放送)	S D M		
標準テレビジョン文字多重放送と標準テレビジョン・データ多重放送を併せ行うもの(有料放送を含む。)	P C D		
高精細度テレビジョン放送	H D		
実験試験用	E X P	実験試験用	E X P
アマチュア業務用	A T C	アマチュア業務用	A T C
簡易な業務用	C R A	簡易無線業務用	C R A
上記以外のもの		一般業務用	G E N

## 2. 目的の読替え(附則第3項)

- 気象業務用以外の目的を持つ無線局であって通信事項が気象業務に関する事項(気象警報に関する事項を除く。)、気象警報に関する事項又は気象観測実験に関する事項を持つもの
- 海事用以外の目的を持つ無線局であって通信事項が航路警戒に関する事項を持つもの
- 港湾業務用以外の目的を持つ無線局であって通信事項が港湾管理に関する事項、港湾通信に関する事項又は国際港湾施設の保安の確保等に関する事項を持つもの

1の表の右欄に掲げる無線局の目的に加え、公共業務用の目的を併せ持つものとみなす。

### 3. 通信事項の読替え(附則第4項)

改正前の通信事項		改正後の通信事項	
項目	コード	項目	コード
電気通信業務に関する事項(当該通信事項に係る目的が電気通信業務用(一般放送利用を含む。)又は電気通信業務用(一般放送利用のフィーダリンクを含む。)であるものを除く。)	CCC	電気通信業務に関する事項	CCC
電気通信業務(一般放送利用を含む。)に関する事項	CCG	電気通信業務(一般放送利用を含む。)に関する事項	CCG
電気通信事業運営に関する事項	CCM	電気通信事業運営に関する事項	CCM
宇宙運用業務に関する事項(当該通信事項に係る目的が宇宙運用業務用であるものに限る。)	SPB	宇宙運用業務に関する事項	SPB
電報の託送に関する事項	TLG	電報の託送に関する事項	TLG
警察事務に関する事項	GMP	警察事務に関する事項	GMP
道路交通情報に関する事項(高度道路交通システムに関する事項を除く。)	RDI	道路交通情報に関する事項(安全運転支援に関する事項を除く。)	RDI
交通量等位置情報に関する事項	GMV		
船舶の航行に関する事項	MAA	船舶の航行に関する事項	MAA
飛行援助に関する事項	ACB	飛行援助に関する事項	ACB
海上保安事務に関する事項	MSA	海上保安事務に関する事項	MSA
航路標識に関する事項	MSC	航路標識に関する事項	MSC
無線標定に関する事項	OTG	無線標定に関する事項	OTG
位置番号業務に関する事項	OTL		
浮標の識別に関する事項	MSD	浮標の識別に関する事項	MSD
浮標の無線標定に関する事項	FSO	浮標の無線標定に関する事項	FSO
海上無線航行業務に関する事項	MSG	海上無線航行業務に関する事項	MSG
気象通報に関する事項	MSH	気象通報に関する事項	MSH
航空交通管制に関する事項	ACC	航空交通管制に関する事項	ACC
航空機の安全及び運行管理に関する事項	ACD	航空機の安全及び運行管理に関する事項	ACD
無線標識に関する事項	ACE	無線標識に関する事項	ACE
航空無線航行に関する事項	ACF	航空無線航行に関する事項	ACF
航空保安事務に関する事項	ACH	航空保安事務に関する事項	ACH
航空保安無線施設に関する事項	ACG		
防衛に関する事項	GMD	防衛に関する事項	GMD
治安維持対策に関する事項	TRO	治安維持対策に関する事項	TRO
気象業務に関する事項(気象警報に関する事項を除く。)	CWR	気象業務に関する事項(気象警報に関する事項を除く。)	CWR
気象観測実験に関する事項	CKW		
農業気象に関する事項	AGO		
気象警報に関する事項	CWB	気象警報に関する事項	CWB
税関事務に関する事項	GMC	税関事務に関する事項	GMC
検疫事務に関する事項	GMQ	検疫事務に関する事項	GMQ
麻薬取締に関する事項	GMN	麻薬取締に関する事項	GMN
入国管理に関する事項	GME	入国管理に関する事項	GME
国稅事務に関する事項	GMG	国稅事務に関する事項	GMG
労働基準監督に関する事項	GMJ	労働基準監督に関する事項	GMJ
公安調査に関する事項	GML	公安調査に関する事項	GML
矯正管理に関する事項	GMR	矯正管理に関する事項	GMR
電気通信監理に関する事項	GMA	電気通信の監理・規律に関する事項	GMA
電気通信規律に関する事項	GMX		
外務行政事務に関する事項	GMT	外務行政事務に関する事項	GMT
国会事務に関する事項	GGG	国会事務に関する事項	GGG
防災事務に関する事項	DAG		
運輸関係災害対策に関する事項	GMV	防災対策に関する事項	DAB
防災対策に関する事項	DAB		
外交に関する事項	EMB	外交に関する事項	EMB
検察事務に関する事項	GМК	検察事務に関する事項	GМК

改正前の通信事項		改正後の通信事項	
項目	コード	項目	コード
放射能汚染の管理業務に関する事項	GKA	放射能汚染の管理業務に関する事項	GKA
消防事務に関する事項	FDA		
消防の任務に関する事項	FIR	消防事務に関する事項	FDA
消防防災事務に関する事項	SHJ		
防災行政事務に関する事項	DAI	防災行政事務に関する事項	DAI
水防事務に関する事項	RDR	水防事務に関する事項	RDR
水防道路に関する事項(災害対策・水防に関する事項を除く。)	RDA	水防道路に関する事項(災害対策・水防に関する事項を除く。)	RDA
災害対策・水防に関する事項	DAO	災害対策・水防に関する事項	DAO
河川法第48条に規定する通知に関する事項	RDG		
観測情報の伝送に関する事項	RDT	放流警報又は霧警報に関する事項	DFW
霧警報に関する事項	DBB		
公害対策に関する事項	KTS	公害対策に関する事項	KTS
土地改良事業に関する事項	AGG	土地改良事業に関する事項	AGG
地方行政事務に関する事項	LGO	地方行政事務に関する事項	LGO
道路交通情報通信に関する事項	RDV	道路交通情報通信に関する事項	RDV
高度道路交通システムに関する事項	ITS	安全運転支援に関する事項	ITS
道路管理に関する事項	RDK	道路管理に関する事項	RDK
本四連絡高速道路の事業に関する事項	RDB		
電気事業に関する事項	EPA		
電気保安業務に関する事項	EPH	電気事業に関する事項	EPA
給電に関する事項	EPW		
侵入検知に関する事項	PTI	侵入検知に関する事項	PTI
ガス事業に関する事項	GAS	ガス事業に関する事項	GAS
水資源開発に関する事項	RDC	水資源開発に関する事項	RDC
上下水道事業に関する事項	WRU	上下水道事業に関する事項	WRU
熱供給事業に関する事項	HET	熱供給事業に関する事項	HET
一般放送に関する事項	BCB	一般放送に関する事項	BCB
エリア放送に関する事項	ABC	エリア放送に関する事項	ABC
放送番組の中継に関する事項	BCP	放送番組の中継に関する事項	BCP
放送番組素材の中継に関する事項	BCA	放送番組素材の中継に関する事項	BCA
放送番組の取材等の連絡に関する事項	BCG	放送番組の取材等の連絡に関する事項	BCG
無線設備の監視・制御に関する事項	RCT	無線設備の監視・制御に関する事項	RCT
放送事業に関する事項(中継、連絡又は無線設備の監視・制御に関する事項を除く。)	BCS	放送事業に関する事項(中継、連絡又は無線設備の監視・制御に関する事項を除く。)	BCS
有線テレビジョン放送事業に関する事項	BCM	有線テレビジョン放送事業に関する事項	BCM
標準周波数及び標準時の通報	GMS	標準周波数及び標準時の通報	GMS
航空機の航行に関する事項	MMA		
航空事業に関する事項	ACW	航空機の運用に関する事項	MMA
航空機の飛行訓練に関する事項	ACU		
航空関係事業に関する事項	ACX		
自家用の航空関係に関する事項	ACO	自家用の航空関係に関する事項	ACO
飛行場における航空機の飛行援助に関する事項	ACA	飛行場における航空機の飛行援助に関する事項	ACA
飛行場における地上管制に関する事項	ACY	飛行場における地上管制に関する事項	ACY
航空機の運航管理又は運航管理の支援に関する事項	ACZ	航空機の運航管理又は運航管理の支援に関する事項	ACZ
航空機の製造修理に関する事項	ACT	航空機の製造修理に関する事項	ACT
航空機の修理に関する事項	ACR	航空機の修理に関する事項	ACR
海上運送事業に関する事項	MCS	海上運送事業に関する事項	MCS
海洋の観測に関する事項	MCR	海洋の観測に関する事項	MCR
水先業務に関する事項	HSP		
操船援助又は船舶の接岸若しくは係留に関する事項	HSL	水先・引き船に関する事項	HSP

改正前の通信事項		改正後の通信事項	
項目	コード	項目	コード
サルベージ事業に関する事項	HBS		
油回収作業に関する事項	OIL		
特殊作業に関する事項	SPE	海上作業に関する事項	MAW
調査監督に関する事項	HIS		
海底資源開発事業に関する事項	OTK		
海上測量業務に関する事項	MSM	海上測量業務に関する事項	MSM
航路警戒に関する事項	HSA	航路警戒に関する事項	HSA
港湾管理に関する事項	HSM	港湾管理に関する事項	HSM
港湾運送事業に関する事項	HSW	港湾運送事業に関する事項	HSW
コンテナ荷役に関する事項	HSN		
国際港湾施設の保安の確保等に関する事項	HEA	国際港湾施設の保安の確保等に関する事項	HEA
港湾通信に関する事項	HST	港湾通信に関する事項	HST
港湾工事に係る事項	HBW	港湾工事に係る事項	HBW
海難救助に関する事項	DAF	海難救助に関する事項	DAF
捜索救助作業に関する事項	MSR		
船舶又は航空機の救難に関する事項	DAH	船舶又は航空機の救難に関する事項	DAH
漁業指導監督に関する事項	FSM	漁業指導監督に関する事項	FSM
漁業通信に関する事項	FSE		
漁業の調査に関する事項	FSG	漁業通信に関する事項	FSE
漁業協同組合の業務に関する事項	FSG		
漁業共済組合の業務に関する事項	FSK		
魚群探知の伝送に関する事項	FSF		
列車防護警報に関する事項	LCQ	列車防護警報に関する事項	LCQ
鉄道・軌道の貨客車の安全運行に関する事項	LCL	鉄道・軌道の貨客車の安全運行に関する事項	LCL
索道用搬機の安全運行に関する事項	LCA	索道用搬機の安全運行に関する事項	LCA
一般乗合旅客自動車の安全運行に関する事項	LCI	一般乗合旅客自動車等の安全運行に関する事項	LCI
一般切符旅客自動車の安全運行に関する事項	LCH		
特定旅客自動車の安全運行に関する事項	LCE		
一般乗用旅客自動車の運行に関する事項	LCT	一般乗用旅客自動車の運行に関する事項	LCT
貨物自動車の運行に関する事項	LCK	貨物自動車の運行に関する事項	LCK
現金・有価証券等の安全輸送に関する事項	LCM	現金・有価証券等の安全輸送に関する事項	LCM
MCA陸上移動通信に関する事項	MCA		
陸上移動通信設備試験に関する事項	MCT	MCA陸上移動通信に関する事項	MCA
陸上移動通信に関する事項及び制御局試験に関する事項	MCW		
狭域通信に関する事項	DSR		
狭域通信に関する事項(有料道路自動料金収受に関する事項を除く。)	EET	狭域通信に関する事項(有料道路自動料金収受に関する事項を除く。)	DSR
狭域通信に関する事項(道路交通情報通信に関する事項に限る。)	DRD		
有料道路自動料金収受に関する事項	ETC	狭域通信に関する事項(有料道路自動料金収受に関する事項)	ETC
スポーツ・レジャーに関する事項	SRD		
競技及び訓練に関する事項	SRR	スポーツ・レジャーに関する事項	SRD
航空レジャーに関する事項	ASR		
農業に関する事項	AGA	農林業に関する事項	AAF
林業に関する事項	TRW		
赤十字に関する事項	RXY	赤十字に関する事項	RXY
医療業務に関する事項	RXW	医療業務に関する事項	RXW
山岳遭難防止及び救助に関する事項	DBA	山岳遭難防止及び救助に関する事項	DBA
警備保障業務に関する事項	PTG	警備保障業務に関する事項	PTG
災厄防止に関する事項	PTH	災厄防止に関する事項	PTH
教育に関する事項(当該無線局の種類が実験試験局であるものに限る。)	EDC	教育に関する事項	EDC

## 5. 通信事項の読替え(附則第5項)

1、2による目的の読替えのほか、改正前の無線局の目的が、次の表の左欄に掲げるものの無線局は、同表の右欄の通信事項を持つものとする。

改正前の無線局の目的	通信事項
電気通信業務用（一般放送利用を含む。）	電気通信業務（一般放送利用を含む。）に関する事項
電気通信業務用（一般放送用のフィーダリンクを含む。）	電気通信業務（一般放送利用のフィーダリンクを含む。）に関する事項
電気通信業務用（エリア放送利用）	電気通信業務（一般放送利用を含む。）に関する事項
警察用	警察事務に関する事項
海上保安用	海上保安事務に関する事項
航空保安用	航空保安事務に関する事項
防衛用	防衛に関する事項
治安維持対策用	治安維持対策に関する事項
気象用（当該無線局の通信事項が気象警報に関する事項であるものを除く。）	気象業務に関する事項（気象警報に関する事項を除く。）
防災対策用	防災対策に関する事項
水防用	水防事務に関する事項
水防道路用（当該無線局の通信事項が災害対策・水防に関する事項であるものを除く。）	水防道路に関する事項（災害対策・水防に関する事項を除く。）
防災行政用	防災行政事務に関する事項
消防用	消防事務に関する事項
放流警報用	放流警報又は霧警報に関する事項
霧警報用	
公害対策用	公害対策に関する事項
土地改良事業用	土地改良事業に関する事項
道路交通情報通信用	道路交通情報通信に関する事項
高度道路交通システム用	安全運転支援に関する事項
道路管理用	道路管理に関する事項
電気事業用	電気事業に関する事項
ガス事業用	ガス事業に関する事項
水資源開発用	水資源開発に関する事項
上下水道事業用	上下水道事業に関する事項
熱供給事業用	熱供給事業に関する事項
標準周波数用	標準周波数及び標準時の通報
鉄道軌道事業用（当該無線局の通信事項が列車防護警報に関する事項であるものを除く。）	鉄道・軌道の貨客車の安全運行に関する事項
山岳遭難対策用	山岳遭難防止及び救助に関する事項
有線テレビジョン放送事業用	有線テレビジョン放送事業に関する事項
救難用	海難救助に関する事項
漁業指導監督用	漁業指導監督に関する事項
赤十字用	赤十字に関する事項
無線標定業務用（当該無線局が港湾法第十二条第一項各号に掲げる業務のための通信を行うものであって、通信事項が位置信号業務に関する事項又は無線標定に関する事項であるものに限り。）	港務通信に関する事項
核燃料事業用	原子力関係業務に関する事項
宇宙開発用	宇宙開発に関する事項
宇宙運用業務用	宇宙運用業務に関する事項
放送事業用（当該無線局の通信事項が放送番組の中継に関する事項、放送番組素材の中継に関する事項、放送番組の取材等の連絡に関する事項又は無線設備の監視・制御に関する事項であるものを除く。）	放送事業に関する事項（中継、連絡又は無線設備の監視・制御に関する事項を除く。）
航空機製造修理事業用	航空機の製造修理に関する事項
新聞通信用	ニュースの取材及び速報に関する事項
非常警報用	災厄防止に関する事項
警備保障用	警備保障業務に関する事項
侵入検知用	侵入検知に関する事項

改正前の通信事項		改正後の通信事項			
項目	コード	項目	コード		
電波伝搬試験に関する事項（当該無線局の種別が実験試験局であるものに限り。）	O T W	実験、試験又は調査に関する事項（アルゴシステムデータ伝送に関する事項、教育に関する事項を除く。）	E X P		
放送試験に関する事項（当該無線局の種別が実験試験局であるものに限り。）	B C Y				
航空機各部の多点計測に関する事項（当該無線局の種別が実験試験局であるものに限り。）	S E G				
無線機器の開発製造に関する事項（当該無線局の種別が実験試験局であるものに限り。）	M M R				
無線設備の展示による科学知識の普及に関する事項（当該無線局の種別が実験試験局であるものに限り。）	O T J				
研究に関する事項（当該無線局の種別が実験試験局であるものに限り。）	S C I				
科学技術開発実験に関する事項（当該無線局の種別が実験試験局であるものに限り。）	S E K				
電波の利用の効率性に関する試験に係る事項（当該無線局の種別が実験試験局であるものに限り。）	T E S				
電波の利用の需要に関する調査に係る事項（当該無線局の種別が実験試験局であるものに限り。）	S D S				
アルゴシステムデータ伝送に関する事項（当該無線局の種別が実験試験局であるものに限り。）	O T P			アルゴシステムデータ伝送に関する事項	O T P
アマチュア業務に関する事項	A T C			アマチュア業務に関する事項	A T C
アマチュア業務（人工衛星追跡管制）に関する事項	A T S			アマチュア業務（人工衛星追跡管制）に関する事項	A T S
簡易な事項	C R A			簡易な事項	C R A
電波利用の適正化のための広報に関する事項	A T G			電波利用の適正化のための広報に関する事項	A T G
ニュースの取材及び速報に関する事項	N P W			ニュースの取材及び速報に関する事項	N P W
地震又は火山噴火予知観測に関する事項	S E E	地震又は火山噴火予知観測に関する事項	S E E		
気象・動体の観測データの伝送に関する事項	O T T	気象・動体の観測データの伝送に関する事項	O T T		
自動車の教習に関する事項	E D T	自動車の教習に関する事項	E D T		
音響に関する事項	O T O	音響に関する事項	O T O		
核原料物質及び原子炉の規制に関する法律の通報に関する事項	A T O	原子力関係業務に関する事項	A T O		
核燃料事業に関する事項	K G S				
原子力施設の安全対策に関する事項	K G T				
ロケット打上情報周知に関する事項	S P A	宇宙開発に関する事項	S P A		
ロケット実験に伴う警備上の連絡に関する事項	S P C				
作業連絡に関する事項（当該通信事項に係る目的が宇宙開発用であるものに限り。）	O T A				
宇宙実験に関する事項	S E S				
技術試験に関する事項	S E M				
地域振興に関する事項	L A O	地域振興に関する事項	L A O		
本邦外に在住する日本人向けの広報に関する事項	T K K	本邦外に在住する日本人向けの広報に関する事項	T K K		
上記以外のもの		一般業務用通信に関する事項	G E N		

## 4. 通信事項の読替え(附則第4項ただし書き)

- 電気通信業務に関する事項及び電気通信事業運営に関する事項
  - 電気通信業務に関する事項及び宇宙運用業務に関する事項
- を併せ持つ場合

電気通信業務に関する事項とみなす。

**注：複数の目的や通信事項を持つ無線局の場合、それぞれの目的や通信事項を附則に当てはめて読替えを行い、その結果、同じ目的又は通信事項に読み替えられた場合は、その目的や通信事項は1のみ持つものとみなします。**

## 目的コード・通信事項コードの改正に係るQ&A

Q1: 目的及び通信事項の変更後の再免許申請書類を作成するにあたり、どのように読替えされているのか確認する方法はないか。

A1: 資料2により、どのように読み替えられているのかは確認ができます。

Q2: 複数の目的及び通信事項を持つ無線局を開設しているが、どのように読替えられるのか。

A2: 複数の目的や通信事項を持つ場合でも、それぞれの目的や通信事項を資料2に当てはめることにより、どのように読み替えられているのかは確認ができます。

Q3: 資料2による読替の結果、今まで1つだった通信事項が2つに読み替えられるようだが、間違いか？

A3: 通信事項を2以上持つことになる場合があります。改正前の目的及び通信事項で監理してきた無線局の態様を、本件改正後も同様に監理する上で必要な場合、複数の通信事項を併せ持つこととする場合があります。

Q4: 今回の改正により、電波利用料の額に影響はあるか？

A4: ありません。電波利用料は、本件改正前と変更がないように改正後の目的と通信事項で決定されます。

Q5: 免許申請をする場合、免許申請書に記載する目的コード、通信事項コードは、改正前、改正後いずれにより記載するのか？

A5: 本件改正の施行は、平成26年5月7日であるため、同日以降に免許申請や変更申請(届)などをされる場合には、改正後のコードで記載をお願いいたします。また、平成26年5月6日までに免許申請や変更申請(届)などをされる場合は、書面申請又は電子申請にかかわらず、改正前のコードで記載をお願いいたします。

なお、改正前のコードで申請した書類に不備等があり、平成26年5月7日以降に訂正を求められ、再提出する際には、目的コード、通信事項コードについて、改正後のコードに訂正の上、再提出頂くことになります。

Q6: 簡易無線業務用と一般無線業務用の2つの目的を併せ持つ無線局の開設は可能か？

A6: 簡易無線に使用される周波数は、当該業務用に限定されており、他の目的を併せ持つ無線局の開設は想定されていません。アマチュア無線も同様です。